

第 3 期 多摩市国民健康保険データヘルス計画の中間見直しについて(方針)

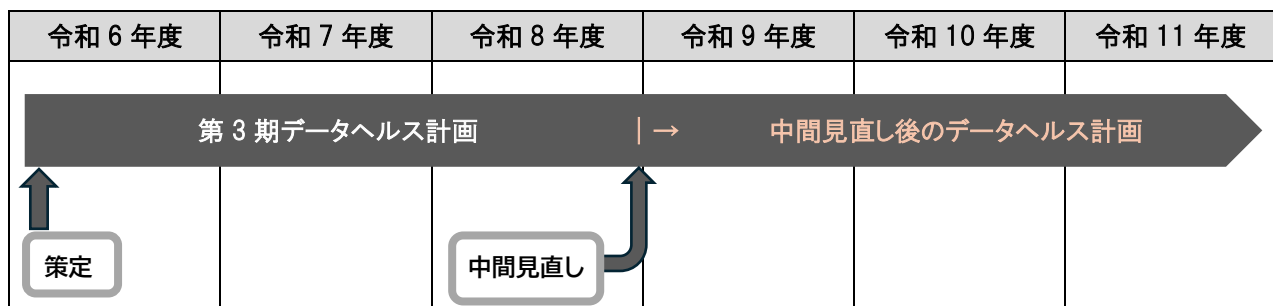
1. 趣旨

「多摩市国民健康保険データヘルス計画」は、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」及び「高齢者の医療の確保に関する法律に基づく高齢者保健事業の実施等に関する指針」に基づき、多摩市国民健康保険被保険者の健康の保持増進に資することを目的として策定しています。

現計画は、令和 6 年度から令和 11 年度までの 6 か年を計画期間としています。計画の進捗や医療を取り巻く環境の変化に応じて必要な見直しを実施していくこととしており、計画の中間年である令和 8 年度に、中間評価及び見直しを行うものとしています。

2. 計画期間

令和 6 年度～令和 11 年度(6 年間)



3. 見直しの目的

これまでの取組状況や成果を検証し、より効果的な事業の展開により、被保険者の心身の健康保持・増進、生活の質の維持・向上を通じて健幸まちづくりを推進する。

4. 見直しにあたっての基本的な考え方

- (1)これまでの評価からの見直し(計画策定時以降の各保健事業の評価結果を踏まえ、限られた資源をより効果的な取り組みに重点化する)
 - ・効果の高い事業は継続
 - ・成果が伸び悩む事業については、対象者の特性や実施方法を見直し実効性の向上を図る
- (2)現在の状況からの見直し(被保険者の健康課題や医療の状況等を踏まえ、現状に即した取り組みへの見直し)
 - ・対象者の特性に応じた受診勧奨や行動変容支援の強化
 - ・デジタル技術の活用
- (3)今後を見据えた見直し(被保険者の減少や医療費の増加が見込まれるなか、疾病の重症化予防や健康寿命の延伸に資する取り組みを強化し、持続可能な保健事業の推進を図る)

- ・将来的な疾病発症や要介護状態の予防につながる取り組みの強化
- ・持続可能な保健事業の推進

5. 検討体制

(1)庁内体制

- ・健康福祉部保険年金課を中心に検討を進めるとともに、健康福祉部内の関係部署とも調整しながら進める。

(2)外部関係機関からの意見聴取

- ・多摩市国民健康保険運営協議会や、多摩市医師会等の医療に関係する機関からの意見聴取を行う。
- ・東京都国民健康保険団体連合会保健事業支援・評価委員会※からの助言を得る。

※国保連合会の役割の一つである保険者の保健事業支援を目的として同連合会が運営する会議体